

帯広市立西陵中学校 いじめ防止基本方針(令和5年度版)

1 いじめについての基本的な考え

(1)いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

= 文部科学省 HP「いじめ問題など子供の SOS に対する文部科学省の取組」より =

(2)いじめの根絶

「いじめ」は決して許されることではなく、その根絶に向けて一丸となって取り組む。

けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめ問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立しねばり強く、たくましく生きていく力を生徒一人一人に育てていく。

(3)いじめ問題への対応

いじめの未然防止のための日常的な取組



いじめの発生・発見



いじめ対策委員会

構成: 校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、当該学年主任、養護教諭、こころの教室相談員
スクールカウンセラー



教育委員会 関係機関(警察 など)

(4)問題発生時の指導

いじめを把握したときには、何よりも被害者を守ることを優先する。加害者に対しては、自らの行動を振り返らせ、粘り強く教育的指導を行う。

2 いじめ防止の日常的な取組

(1) いじめの把握・早期発見

- ・いじめアンケートの実施(道教委2回、帯広市1回)の活用
- ・教育相談(年2回)の活用
- ・アセス(年2回)の活用
- ・朝、給食、帰りの会などの日常観察

(2) 教育課程に位置付けた指導

- ・道徳の時間や学級活動における指導
- ・学校行事等の取組における人間関係の指導

(3) 生徒会の取組

- ・帯広市「いじめ・非行防止サミット」への積極的な参加
- ・生徒会の企画による「いじめ撲滅」の取組

(4) 相談体制の充実と連携

こころの教室相談員やスクールカウンセラー等の相談窓口の周知をはじめとし、相談体制の充実に努める。

(5) 教職員の意識

- ・いじめ根絶の意識を高くもち、生徒一人一人が活躍できる授業や学校行事などに組織的に取り組む。
- ・日常的な「つく指導」と、わずかな兆候を見逃さないよう組織的な指導の徹底に努める。
- ・けんかやふざけ合いであっても背景にある事情等についての的確に把握する。
- ・発達障害を含む生徒や配慮が必要な生徒に対する適切な支援を行う。

(6) 学校評価

- ・「いじめ防止」等に関する項目を設定し、定期的な意識向上と取組の見直しを図る。

(7) 校内研修等の開催

- ・「生徒指導交流会」等の機会を中心に、「いじめ」にかかわる研修を行う。

3 いじめ発生時における取組

(1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ対策委員会」(生徒指導対策委員会)を開催し、被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応する。その際、生徒の立場に立って問題の解決を図る。

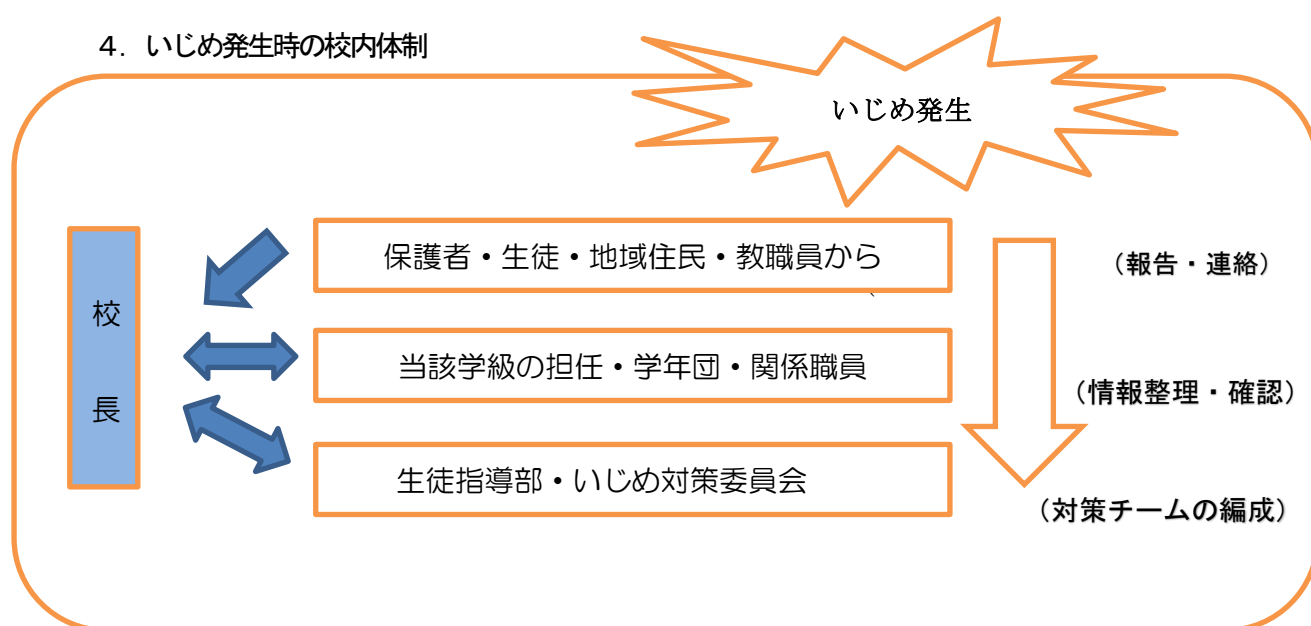
(2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況を把握し、学校の取組に関して記録化する。

(3) いじめを受けた生徒には、その立場に寄り添い、きめ細やかな教育的配慮を行う。

(4) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切に情報提供を行う。

- (5) いじめを行った生徒に対しては、複数の教師による意図的な指導を行うとともに、学級や学年全体への指導を行う。
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対しては、学校の指導についての理解を得るとともに、家庭における指導への助言を行う。
- (7) 多くの生徒が、被害生徒としてだけでなく加害生徒としても巻き込まれることや被害加害が短期間で入れ替わることも踏まえて対応する。
- (8) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制をとる。

4. いじめ発生時の校内体制



= 重大・緊急いじめ対応 =

- ◆いじめ対策委員会 …… 情報収集(アンケート、聞き取りなど)
指導体制の確認(チーム編成、指導方針の決定)
関係機関との連携(市教委・警察・相談等)
心のケア(スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の相談員
市教委教育相談員等)

- ◆緊急職員会議 …… 情報の共有、共通認識・共通対応、組織的な支援

=資料=

生徒への指導については、帯広市の啓発資料「あつとほおむ」を基本とし、どんな理由があっても、いじめは加害者側が悪いこと、いじめの被害にあった場合は避撲し、大人に知らせること、周りでいじめが起きたときは、その場で止めることが出来なくても事実を匿名でも教師に報告させることを周知徹底していく。

あつとほおむ

<いじめは…>

- あ あそびでもダメ… みんなが心から楽しめるのがあそびです。
- っ つらいきもちにさせるのもダメ… 悪口や差別は、人の心を傷つけます。
- と 友達がやってもダメ… 他にやっている人がいても、ダメなものはダメ。
- ほ 暴力もダメ… これは犯罪。どんな理由があってもいけません。
- お おしつけもダメ… 嫌がることを無理にさせることも犯罪です。
- む 無視もダメ… 話しかけなかったり、返事をしなかったりするのも傷つける行為です。

<いじめをされたら…>

- あ 安心して… あなたはかけがえのない存在です。みんなであなたを守るから安心して。
- っ 伝える… 何よりもいじめられたことをお家の人や先生方に伝えましょう。
- と 遠ざかる… 自分を守ることを一番に考えて、いじめてくる人から離れましょう。
- ほ 誇りを持つ… あなたは悪くありません。いじめの方が絶対に悪いのです。
- お 大人に知らせる… すぐ身近な大人に相談しましょう。必ず助けてくれますよ。
- む 無理をしない… 我慢する必要はありません。つらい気持ちを身近な人に打ち明けてみましょう。

<いじめを見かけたら…>

- あ あおらない… 周りではやしたてるのも、いじているのと同じです。
- っ つられない… その場で笑ったりするのも、いじているのと同じです。
- と とめる… まず、いじめられている子を守りましょう。
- ほ 本気になる… 「いじめはなくなる」と思いこんでいませんか？みんなが本気になれば必ずなくせます。
- お 大人に知らせる… 勇気を出して、お家の人や先生方に知らせましょう。
- む 無関心でない… 知らないふりをせず、みんなで行動にうつしましょう。